

令和3年度 事業計画書

1 事業目的

当法人は、下関市における水道に関する市民サービスの向上、広報啓発及び施設の適正かつ合理的な維持管理に資する事業を行い、公衆衛生の向上と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 事業計画

【公益目的事業】

[公1] 水道水の水質の安定に寄与する事業

(1) 小規模貯水槽水道の管理指導業務

貯水槽の管理について法的な規制を受けない小規模貯水槽水道（受水槽容量10m³以下）の施設設置者や管理者に対し、個別訪問などにより「貯水槽の管理、点検のご案内パンフレット」などの資料を配付し、適正な管理の指導、維持管理意識の啓発を行う。

また、施設設置者の依頼により無料で点検を行い定期の水質検査や清掃などの指導を行い、安全で安心できる水道水の使用に寄与する。

【令和3年度実施予定】

ア 地域：旧市内（北部・西部・南部）・彦島・豊浦町・豊北町・菊川町・豊田町

イ 対象者：下関市内のビル・マンション等における小規模貯水槽水道約340箇所の設置者及び設備管理者

(2) 配水管末水質調査業務

水道法による衛生上の措置として定められている蛇口での残留塩素濃度0.1mg/ℓ以上を常に確保できるよう、水質調査地点を選定し、配水管末での水質調査を定期的に行う。また、残留塩素濃度を維持するために、常時放水を必要とする箇所を選定するとともに、そこでの必要最小放水量を決定し、水道水の放水量を定期的に測定することにより、浄水処理後の貴重な水道水の節減に努める。

【令和3年度実施予定】

ア 水質調査測定箇所：130箇所

イ 水質調査延件数：820件

ウ 放水量測定箇所：90箇所

エ 放水量測定延件数：620件

オ 対象者：給水区域内の全市民

[公2] 水道の安定供給の促進及び水道に関する知識の普及・啓発に寄与する事業

(1) 宅地内給水装置診断業務

水道利用者である市民からの相談に応じ宅地内給水装置（水道メータから家屋側の給水装置所有者の管理責任範囲）の現地での診断を無料で行う。また、不具合箇所が発見された場合には、当該地域の修繕業者の紹介や修繕依頼時における注意点等のアドバイスや漏水の発生しやすい箇所や状況の説明などを行い、市民サービスの向上に努める。

【令和3年度実施予定】

ア 相談件数：3,000件

イ 現地診断件数：2,200件

ウ 対象者：下関市の給水区域において水道を利用している市民

(2) 水道技術講習等業務

水道施設の現場技術を修繕工事業者や現役職員に技術継承することにより、安全で安心できる安定的な水道水の供給とともに、一般市民の受講希望を受け入れ、市民への水道に関する知識の普及啓発に寄与する。

【令和3年度実施予定】

ア 実施日：令和4年2月頃

イ 場所：上下水道局長府浄水場内 水道技術研修センター

ウ 受講者：10人程度

(3) 水道施設見学、体験業務

建設当時の姿を今に残す、登録有形文化財施設がある高尾浄水場や日和山浄水場内にある水道資料室などを案内し、日頃見ることができない浄水場の見学や、水道の歴史的成り立ちや水道水ができる仕組みについて説明し、さらに、実験や測定等の体験活動により水道に関する知識の普及啓発を行い水道事業への理解と協力を深めてもらう。

【令和3年度実施予定】

ア 場所：高尾浄水場、水道資料室（日和山浄水場内）

イ 対象者：市内外を問わずあらゆる年齢層の見学希望者

【その他の事業】

〔他１〕 市民サービス事業

（１） 水道相談業務

公社内に設置された専用電話に寄せられる水道に関する様々な疑問や問合せに対応し、必要に応じ上下水道局の関係課所との調整を行い、相談者に納得していただけるよう対応し、市民が水道事業への理解を深め、安心して水道を利用できるよう努め、市民サービスの向上を図る。

ア 対象者：水道利用者

〔他２〕 施設等維持管理事業

（１） 災害備蓄用水管理業務

災害時においても生活に欠かすことのできない飲用水の確保を目的に、市の主要な災害発生時避難場所に配備されている災害備蓄用水の適正管理を行い、一般家庭においても災害備蓄用水の確保を推奨し、有料頒布、配達を行うなど全ての災害備蓄用水を管理し、災害時における飲用水の確保に努める。

ア 対象者：下関市の全市民

（２） 水道施設維持管理業務

市内各所に点在している水源地・浄水場・ポンプ場・配水場などの各水道施設の定期的な点検や緩速ろ過池の砂の削り取りなどに伴うバルブ操作等の維持管理業務及びその他、導水線路の巡視など水道施設の維持管理に係わる業務を行う。施設管理を適切に効率的に行うことにより、原水の安定した供給とともに浄水処理後の安全で安心な水道水の安定的な供給に寄与する。

ア 対象者：給水区域内の全市民

（３） 水道メータ管理業務

水道メータの開閉栓や計量法に定められた有効期限に基づく検定満期などによる水道メータの入庫や出庫とともに、撤去した水道メータの指針データを上下水道局の料金システムへ入力するなど、水道メータの管理を行う。

ア 対象者：給水区域内の全市民